



公認会計士・監査審査会の モニタリング活動の公表に ついて

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」といいます。）は、令和7年7月7日に「監査事務所検査結果事例集（令和7事務年度版）」（以下「本事例集」といいます。）を、同月18日に「令和7年版モニタリングレポート」（以下「本レポート」といいます。）を公表いたしました。

審査会は、平成16年4月の発足以来、公認会計士法に基づき、監査の品質の向上と、その信頼性を確保する観点から、監査事務所（公認会計士事務所又は監査法人）等に対する審査・検査等（モニタリング）を実施しております。

「監査事務所検査結果事例集」では、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すことを目的として、検査における指摘事例や評価できる取組を取りまとめ、公表しております。

また、監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所自らが不断に努力することが重要であることはもちろんですが、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場関係者のみならず、学生や社会人などの幅広い層の方々においても、監査の重要性についての関心や意識が高まることは重要であると考えております。このため、「モニタリングレポート」では、審査会のモニタリング活動から得られた監査事務所の状況等について、できるだけ分かりやすい形で取りまとめ、公表しております。

審査会としては、各監査事務所が、本事例集を参考にして、監査の品質の確保・向上に向けた有効な改善に自ら取り組むことを期待しております。また、本事例集及び本レポートを参考にいただき、会計監査人と被監査会社の監査役等とのコミュニケーションをより一層積極的に行っていただくことを期待しております。

なお、本稿では、本事例集及び本レポートのポイントのみを紹介しており、全文については、審査会ウェブサイトからダウンロードしてご覧いただけます。

（公認会計士・監査審査会会長 青木雅明）

「監査事務所検査結果事例集」の概要

本事例集は、「I.業務管理態勢編（根本原因の究明）」、「II.品質管理態勢編」、「III.個別監査業務編」及び「IV.その他」の4項目から構成されている。IからIIIの各項目については、監査事務所はその規模（人員、業務数等）によって運営状況が大きく異なることから、監査事務所の規模別（大手監査法人、準大手監査法人、中小規模監査事務所）に記載している。

I.業務管理態勢編（根本原因の究明）

1.根本原因の究明

検査等で発見された不備は検証した範囲で発見されたものであり、発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備が、検証されていない部分に存在する可能性が高い。また、不備発生の根本原因を考慮せず、直接的な原因のみを考慮して改善策を実施したとしても、その効果は一時的なものとなり、同様の不備が再発する可能性が高い。もちろん、喫緊に改善を要する場合もあるが、対症療法的な改善策に終始している場合には、監査実施者にとって実効性のない対応作業がいたずらに増え、かえって効果的・効率的な監査業務の妨げとなる場合も少なくない。したがって、各監査事務所において改善策を策定する際には、不備の根本原因の究明の重要性を認識し、本質的な監査の品質向上に努める必要がある。

根本原因の究明においては、まず、個々の不備の直接的な原因を的確に把握することが重要である。その際、不備発生の直接的な原因を行為者の知識や意識、経験だけに帰するのではなく、監査チームや被監査会社の状況等も十分に理解した上で把握し、その把握した直接的な原因を踏まえ、更に根本原因を究明する必要がある。また、直接的な原因には、個々の不備に対して識別される「固有の原因」と、複数の不備に共通する「共通原因」があり、共通原因が生じた原因を更に検討することで根本原因の究明につながることが多い。

2.根本原因の究明及び根本原因の具体例

これまでの検査において、不備の根本原因として挙げられる問

題点は、トップの意識や経営方針、風土・文化といった業務管理態勢に係るものであることが多いため、各監査事務所においては、業務管理態勢の実効性には特に留意する必要がある。なお、品質管理担当者の意識など、品質管理態勢に係るものが根本原因となることもある（次頁の【図表1】参照）。

根本原因の究明の事例及び根本原因の具体例には次のようなものがある（中小規模監査事務所における事例）。

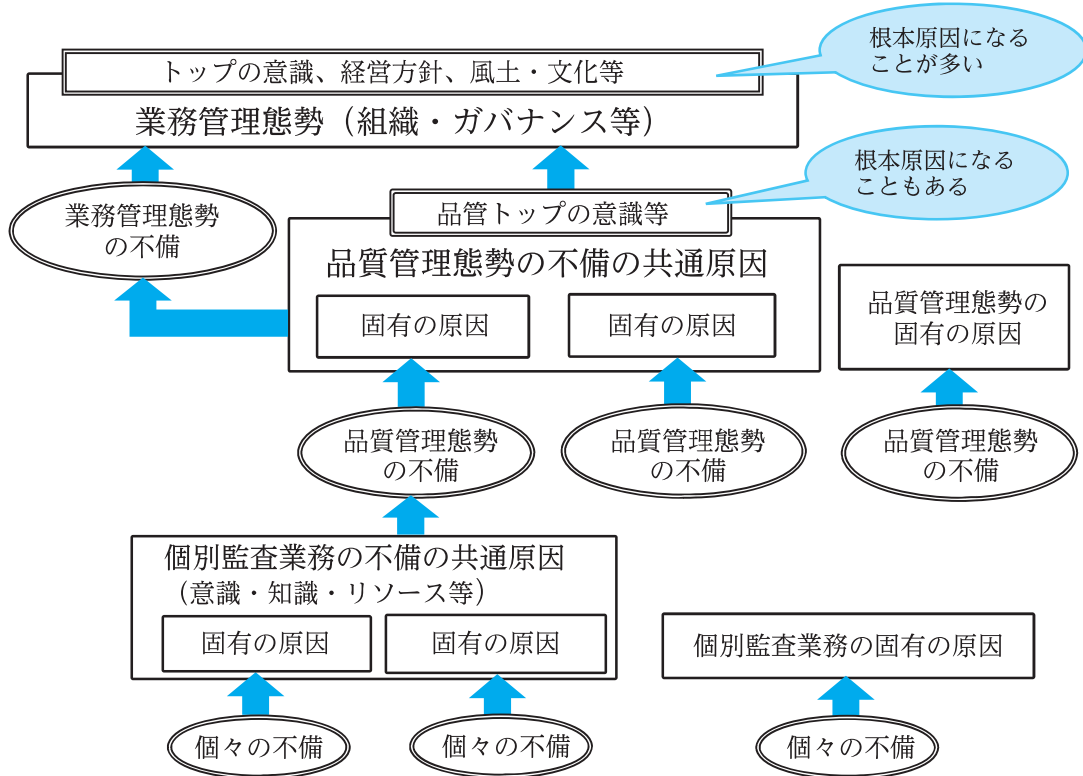
<根本原因の究明の事例>

当監査法人においては、品質管理態勢に不備が認められたほか、検証対象とした個別監査業務においても重要な不備を含む多数の不備が認められた。

個別監査業務の不備は、業務執行社員及び監査補助者が不正リスクの評価・対応、会計上の見積りの監査等について、現行の監査の基準が求める手続の水準の理解不足や、業務執行社員が監査補助者を過度に信頼していることから、監査補助者が適切に業務を実施していると思込み、監査調書の深度ある査閲を実施しなかったといった共通原因によるものであった。また、個別監査業務の不備の共通原因は、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、品質管理レビューや日常的監視活動（定期的な検証を含む。）での指摘事項に関し、同様の不備の発生防止のために根本原因分析を実施しておらず、改善措置の実施に対する意識が不足していることや、現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が監査補助者に不足していることを認識していないといった品質管理態勢の不備の共通原因によるものであった。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高

【図表 1】 不備と根本原因の究明 (参考イメージ)



経営責任者及び品質管理担当責任者は、過去の品質管理レビュー等において、重大な指摘を受けていないことをもって、監査の品質に大きな問題はないとの思い込みから監査の品質の維持・向上に向けた意識が希薄となっており、品質管理態勢を形式的に構築しさえすれば、監査の品質の改善はおのずと図られると思込んでいたことから、監査の品質の改善に向けてのリーダーシップを発揮していないといった根本原因が認められた。

<根本原因の具体例>

最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、職業的専門家

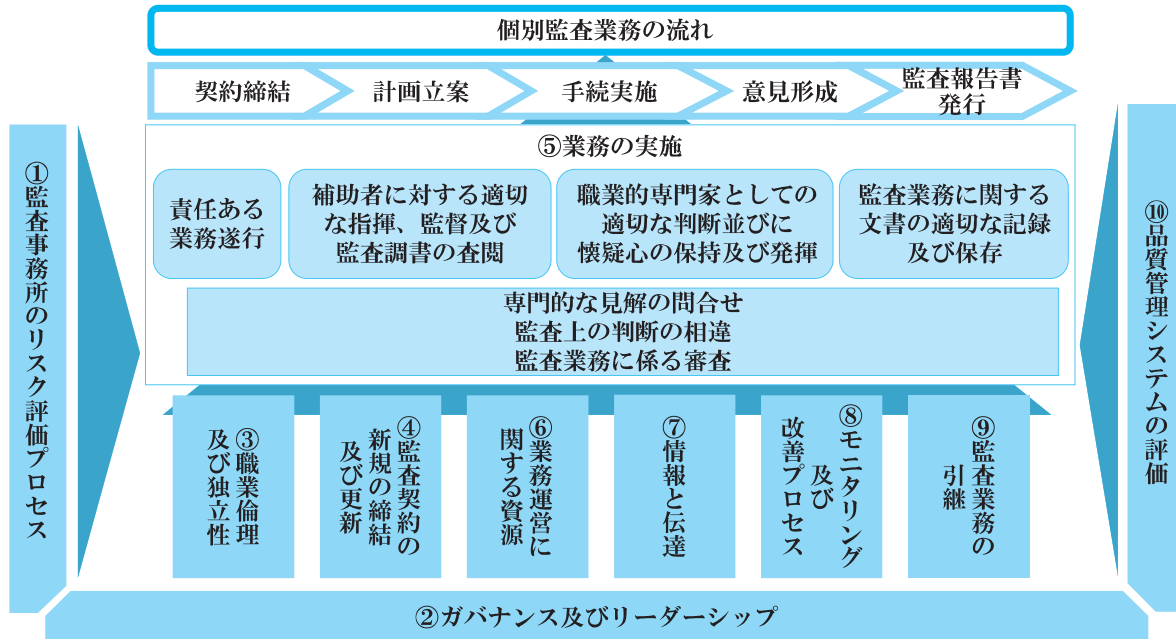
としての倫理感が欠けており、法人内において、外部検査等での指摘の回避を最優先事項とし、職業的専門家としての誠実性・信用保持を軽視する風土が形成され、まん延する状況を助長・放置している。このため、業務執行社員が、監査報告書日後の追加的な監査手続の実施、監査調書の事後的な作成や改ざん等を指示し、監査補助者が当該指示を躊躇なく実行するなど、社員及び職員において、法令、監査の基準、倫理規則等を遵守して業務を遂行する意識が保持されていない。

II. 品質管理態勢編

監査事務所の規模にかかわらず、品質管理システムを整備し運用する目的は、監査の品質を組織として合理的に確保するためである。求められる品質管理態勢は「監査に関する品質管理基準」や「品質管理基準報告書」等で規定されており、品質管理システムの整備と運用を通じて個別監査業務の品質に大きな影響を与える。品質管理システムの整備が形式的なものにとどまって

いる場合、当該システムが期待どおりに運用されないため、個別監査業務の品質の改善に有効に機能しない。品質管理態勢が、各監査事務所の規模や特性に応じて、総合的かつ実効的に機能することで、個別監査業務の品質が合理的に確保されることになる(次頁の【図表 2】参照)。

【図表 2】 品質管理態勢と個別監査業務の関係 (参考イメージ)



品質管理態勢の不備及び評価できる取組事例には次のようなものがある。

<不備事例>

- ▶ 当監査法人は、品質管理規程において、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続並びに監査ファイルの最終的な整理を完了する期限を定めている。

しかしながら、業務執行社員及び監査補助者は、監査報告書日後に実施した監査手続の結果に基づき、監査調書を新たに作成し又は修正している。また、業務執行社員及び監査補助者は、外部検査等での不備の指摘を免れるため、組織的に監査調書の改ざん行為を行っている。

<評価できる取組>

- ▶ 月に1回の頻度で開催している研修会において、非常勤職

員に年間5回以上の出席を義務付けているだけでなく、非常勤職員を研修講師として指名しており、積極的な研修受講を促している。

全ての監査事務所において、品質管理システムの本来の目的である監査の品質の合理的な確保という観点を十分に認識した上で、品質管理システムが個別監査業務に対して有効に機能するように、当該システムを効果的かつ効率的に整備・運用することが求められる。各監査事務所の最高経営責任者や品質管理担当責任者は、自らの監査事務所の規模や特性に応じ適切な品質管理システムの態勢を構築し、また、必要に応じて見直すなど、適切に維持していく必要がある。

Ⅲ. 個別監査業務編

検査において発見される個別監査業務の不備事例は、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで、広範な領域にわたってみられる。ここでは、不正リスクへの対応や会計上の見積りの監査についての事例を取り上げる。

なお、本事例集では、これまで数多く指摘されている項目の事例をより強調して注意を促す観点から、個別監査業務において検

出される不備に関し、数多く指摘されている項目に係る根拠規定及び留意点を整理しているので参照されたい(本事例集の「Ⅲ. 個別監査業務編 監査業務の実施」を参照)。

1. 財務諸表監査における不正

財務諸表監査における不正リスクに係る監査手続の不備事例

としては、実施した監査手続を通じて識別した通例でない又は予期せぬ関係が、不正による重要な虚偽表示リスクを示す可能性があるかどうかを十分に検討できていない事例などがみられている。

監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示に関する評価が依然として適切であるかどうかを判断する必要がある（【図表 3】参照）。

更に、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在していないかについて判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。また、経営者の説明に合理性がないと判断された場合など、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合には、リスク評価及び立案したリスク対応手続を修正し、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施しなければならないことに留意が必要である（【図表 3】参照）。

2. 会計上の見積りの監査

固定資産やのれんの減損、繰延税金資産の回収可能性、棚卸資産の評価、関係会社への投融資の評価等、幅広い会計上の見積りの監査において、以下の状況が多くみられる。

- 監査基準報告書540の要求事項に対する理解が不足して

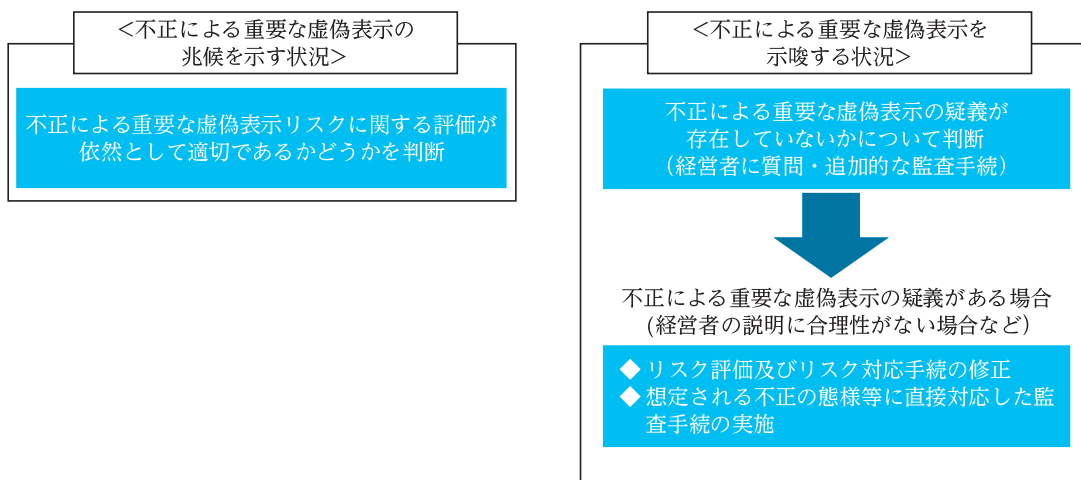
いたことにより、過年度の会計上の見積りの確定額の検討等による固有リスク要因の評価や経営者の見積方法の理解等のリスク評価手続を適切に実施していない。

- 同報告書540の要求事項に対する理解が不足していたことにより、また、職業的懐疑心を十分に発揮していないことにより、経営者に対して企業環境等を質問するのみの定性的な評価にとどまり、会計上の見積りに利用された事業計画の実現可能性等、経営者が会計上の見積りを行う際に使用した見積手法、重要な仮定及びデータの適切性を検討する手続が不足している。

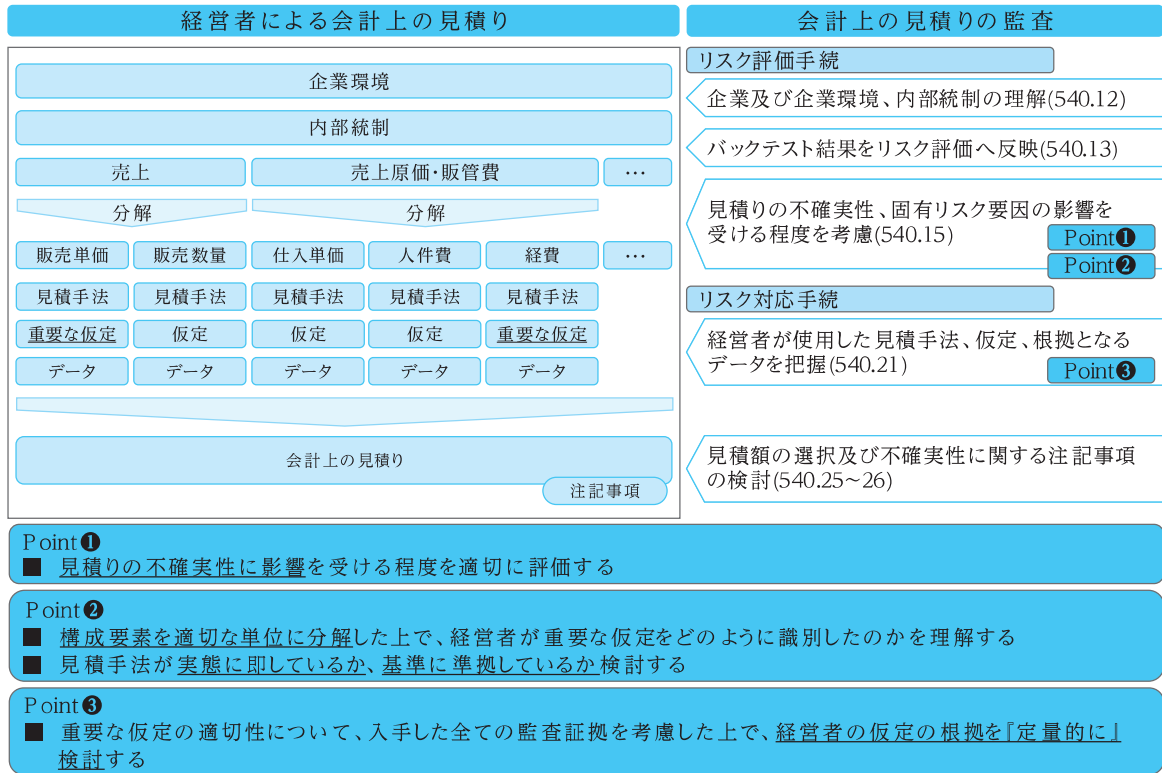
監査人は、会計上の見積りのリスク評価に当たり、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み、企業の内部統制システム等を十分に理解し、過年度の会計上の見積りの確定額を検討した上で、固有リスク要因（見積りの不確実性、複雑性、主観性、その他の固有リスク要因）を評価する必要がある。

また、監査人は、会計上の見積りのリスク対応手続において、経営者が使用した見積手法、重要な仮定及びデータのそれぞれに対して、経営者の偏向が存在する兆候に留意しながら、職業的懐疑心を十分に発揮して、入手した全ての関連する監査証拠を考慮した批判的な検討が求められることに留意すべきである。更に、会計上の見積りについては、注記事項についても十分に検討する必要がある（次頁の【図表 4】参照）。

【図表 3】 不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況と不正による重要な虚偽表示を示唆する状況への対応



【図表 4】 会計上の見積りの監査のポイント(例:事業計画の検討)



「モニタリングレポート」の概要

本レポートは、「I.監査業界の概観」、「II.審査会によるモニタリング」、「III.監査事務所の運営状況」及び「IV.監査をめぐる環境変化への対応」の4項目から構成されている。

I. 監査業界の概観

上場国内会社(3,922社、時価総額956兆219億円、令和6年度末時点)の監査人について、会社数ベースでのシェアを徐々に減少させているものの、上場国内会社数の約6割、時価総額ベースでは約9割を大手監査法人が監査している。

リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入等を内容とする「国際品質マネジメント基準第1号」(ISQM1)等の新設を踏まえて改訂された「監査に関する品質管理基準」(以下

「改訂基準」という。)は、令和5年7月1日以後(大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後)開始する事業年度に係る財務諸表監査から適用されており、中小規模監査事務所でも改訂基準の適用が開始されている。

監査法人が認識している品質管理システムの運用・モニタリングに関する課題として、大手監査法人では、自律的な対応を促進するための監査チームに対する品質管理システムの周知や、リス

クの高い監査業務・統制プロセスやモニタリングにおける着眼点の特定の精度を向上させるため、リスク情報の収集や分析の更なる充実といった点が認識されている。また、準大手監査法人では、期中に整備された対応策について評価基準日までに十分な時間が取れない場合、定着度合いを評価するのが難しいこと、要改善事項に係る複数部署間の対応調整に一定の労力を必要とすること、品質管理システムの運用とモニタリングを通じ、実施し

ている施策について継続的にPDCAサイクルを回しつつ、監査チームで運用していく必要があることなどが認識されている。中小規模監査事務所では、体制・規程等の整備に時間を要した点として、品質目標の設定、ガバナンス及びリーダーシップに関する規程の整備、及び品質管理に関連する規程の見直しが多く挙げられた。

II. 審査会によるモニタリング

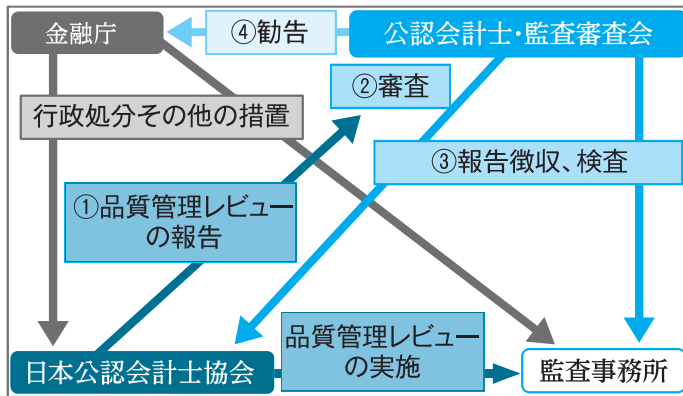
1. 審査・検査等のスキーム【図表5】

審査会は、その必要があると認めるときは、監査事務所や日本公認会計士協会（以下「協会」という。）に対して、報告徴収や立入検査などのモニタリングを実施しており、その流れは【図表5】のとおり。

2. 検査の実施状況【図表6】

大手監査法人へは原則2年に一度の頻度で通常検査を実施し、その翌事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップを、原則、報告徴収により実施している。準大手監査法人への検査は、令和7事務年度より2年に一度の実施とする。中小規模監査事務所へは、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、

【図表5】 審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム



審査会は、
 ①協会から品質管理レビューの状況報告を受け、
 ②協会の品質管理レビューや監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し、
 ③必要があると認めるときは、協会や監査事務所等に対して報告徴収や検査を実施し、
 ④検査等の結果、必要があると認めるときは、金融庁長官に対し行政処分等の勧告を実施する。

【図表6】 直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）

（単位：事務所数）

事務年度	R2 (注1)	R3 (注1)	R4	R5	R6
大手監査法人	4 (2)	4 (2)	2	2	2
準大手監査法人	2	1	2	2	2
中小規模監査事務所	4	4	5	5	3
外国監査法人等(注2)	0	0	1	0	0
合計	10 (2)	9 (2)	10	9	7

(注1) フォローアップは、前事務年度に実施した通常検査の結果等を踏まえて検査により実施する場合があります、括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載

(注2) 外国監査法人等に対しても、適宜、報告徴収及び検査を実施

必要に応じて検査を実施している。

3.総合評価の状況

審査会は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて5段階の総合評価を付しており、監査事務所に対し審査会の評価を的確に伝えるとともに、被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水準を適切に理解できるようにすることを目的として、総合評価を検査結果通知書に記載している。

直近5年間の検査における総合評価の分布状況は、【図表7】のとおりである。監査事務所の業務運営状況に応じて、上位2番目以下の区分に分布している。中小規模監査事務所では大手・準大手監査法人と比べて総合評価の低いところが多いが、中小規模監査事務所を検査する場合には、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある監査事務所を主に選定していることも一因と考えられる。

4.審査会のモニタリングの視点及び目的等

審査会は、モニタリングにおける目的やその達成に向けた考え方、各事務年度における重点事項等について、各期に策定するモニタリング基本方針や、各事務年度に策定するモニタリング基本計画において公表しており、審査会第8期(令和7年4月～令和10年3月)では、「監査事務所等モニタリング基本方針—高品質な監査の実現に向けて—」(令和7年5月28日公表)を策定している。また、本基本方針を踏まえて、「令和7事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(令和7年7月18日公表)を策定している。この基本計画では、協会との間で、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていくとともに、品質管理レビューの実施状況についても確認していくほか、品質管理レビューの実効性の一層の向上を協会に促していくとしている。また検査では、準大手監査法人の検査を原則として2年に一度実施することや、上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所の検査を重視した運用を行うとしている。

【図表7】 直近5年間の検査における総合評価の状況

(単位：事務所数)

区分（総合評価）	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	-	-	-
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	-	-
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	-	2	2
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	-	3	8
著しく不当なものとして認められる（総合評価：5）	-	-	10

(注) 令和2事務年度から6事務年度の間に検査に着手し終了した監査事務所の総合評価を集計

Ⅲ. 監査事務所の運営状況

1.監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組

令和5年3月に改訂された「監査法人のガバナンス・コード」について、中小規模監査事務所における受入れにも馴染み、上場会社等の監査を担う監査事務所における組織的な運営の姿を念頭に、原則及び指針が策定されていることから、公認会計士法(令和4年5月改正)や関連政府令(令和5年4月施行)に

よって、上場会社等監査人名簿に登録された監査事務所に対し、コードに沿った業務実施体制や情報開示のための体制整備が義務付けられた。体制整備義務は、令和6年7月1日(大規模監査法人は令和5年7月1日)以後開始する被監査会社等の会計期間の開始の日から適用されている。コードの各原則について、大手・準大手監査法人では全ての原則を適用しているが、中小規模監査事務所では、特に原則3「組織体制(監督・評価機

能)」と原則5「透明性の確保」において指針を適用しないとするものがみられることから、本レポートでは、取組状況についての分析を法人の規模別で記載している。

2. 監査業界におけるAI活用の概観

審査会はモニタリングを通じて、AIの利用を含む監査のIT化による影響等の把握に務めているところ、監査業界においても、大手監査法人を中心に、業務効率化やデータ分析の高度化の観点から、生成AIを含むAIツールの導入又は検討の動きがみられている。AIの活用により、監査人が評価・判断を要する業務に、より注力することが可能となり、監査品質や監査業務の魅力の向上に資することが期待されている。

一方、AI活用の課題としては、データの標準化や不正会計に係るデータ蓄積の不十分さ等が指摘されるほか、特に生成AIについては、出力過程に係る説明可能性の担保の困難さや実際のデータに基づかない出力などが指摘されている。大手監査法人においては、AI活用に係るこれらの課題を補う技術の開発等や結果検証等により、回答精度や説明可能性を高める工夫を行い、また、生成AIに関する追加的な規程の策定や利用方法の制約など、管理体制の構築を行いながら、ツールの導入又は検討を行っ

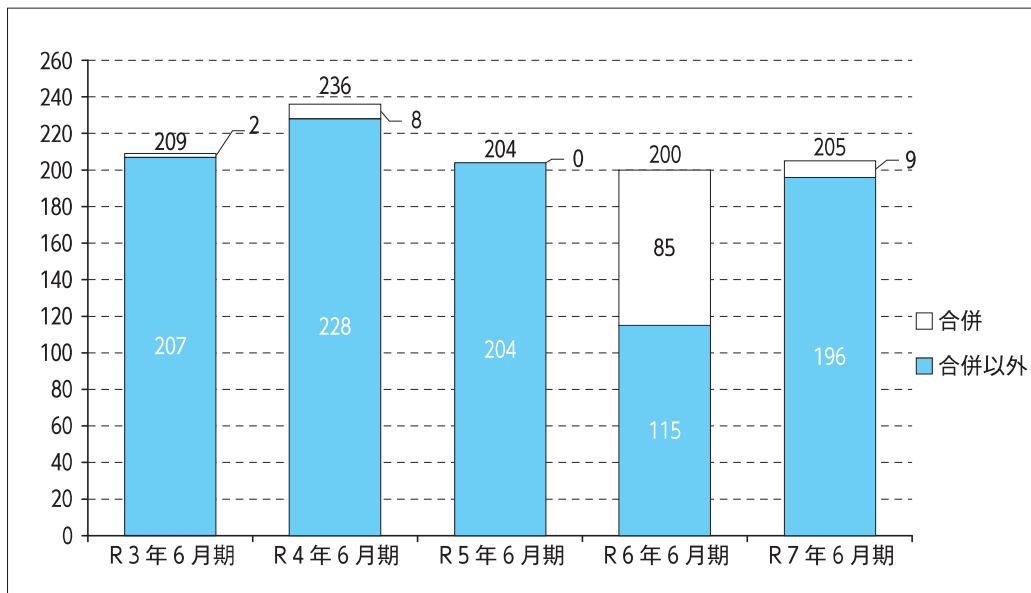
ている。

3. 会計監査人の異動

上場国内会社の監査人の異動状況を見ると、令和7年6月期（令和6年7月から令和7年6月まで）は全体で205件となっている（【図表8】参照）。監査法人の規模別では、過去3年間減少傾向にあった大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への変更が、令和7年6月期では増加に転じており（次ページの【図表9】参照）、大手監査法人が監査契約の継続に関し、監査報酬、監査リスク、業務遂行に必要な人員等を考慮した業務運営を引き続き重視している一方、被監査会社も、継続監査期間の長期化や監査報酬の相当性を考慮して、会計監査人を選定する必要性が高まっていることを反映していると考えられる。このような動きは、上場会社監査の担い手としての中小規模監査事務所の役割が増大していることを示唆しているが、中小規模監査事務所に対する近時の審査会検査では、監査業務を適切に実施する体制が十分でないものも見受けられており、中小規模監査事務所における監査品質の維持・向上が喫緊の課題となっている。

【図表8】 監査事務所を変更した上場国内会社数の推移

（単位：件）



（注）適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

【図表 9】 規模別の総増減の状況 (単位:件)

異動形態	R 6 年 6 月期	R 7 年 6 月期	増減
大手 → 大手	12	14	2
→ 準大手	10	25	15
→ 中小	40	49	9
準大手 → 大手	5	3	▲ 2
→ 準大手	0	2	2
→ 中小	11	14	3
中小 → 大手	4	4	0
→ 準大手	2	3	1
→ 中小	31	82	51
合計	115	196	81

(注 1) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の 6 月末までに後任監査人を決定している会社数を審査会において集計

(注 2) 上表の数値には、監査法人の合併による異動は含まれていない。

IV. 監査をめぐる環境変化への対応

1. 中小規模監査事務所をめぐる動向

「上場会社等監査人登録制度」により、上場会社の監査を行う監査事務所の登録は、令和 5 年 4 月 1 日以降、協会の「上場会社等監査人登録審査会」で行われており、登録上場会社等監査人に対しては、情報開示等の体制整備が求められることとなった。

協会は、上場会社等の監査を行う中小規模監査事務所における情報開示の充実のほか、六つの経営基盤(品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT基盤、財務基盤及び国際対応基盤)の強化を支援するなど、様々な施策を実施している。

2. サステナビリティの開示及び保証の動向

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、具体的な基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を可能とするため、令和 7 年 3 月にサステナビリティ情報に係る開示基準を最終化している。またサステナビリティ情報の保証について、国際的には、国際監査・保証基準審議会(IAASB)が令和 6 年 11 月に「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」(ISSA5000)を公表している。こ

のような状況を踏まえつつ、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」では、日本における開示基準や保証制度導入に向けた有識者による議論が進められている。

保証に関する監査法人の対応をみると、大手監査法人は、監査法人自体あるいはグループ会社がサステナビリティ情報に関するアドバイザー業務や任意の保証業務を行っているほか、保証業務推進に向けた部署を設置している。大手監査法人以外では、プロジェクト・チームを設定して情報収集や法人内研修等を行っている例が多く、保証業務の推進に向けた部署を設置している例もみられるが、取組の度合いは様々である。

*法定監査従事者の必須研修科目
「監査の品質及び不正リスク対応」

研修教材

教材コード J 0 3 0 5 8 2



研修コード 3 1 0 1

履修単位 0.5 単位